

～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人  
大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F  
東京事務所:東京都千代田区神田多町二丁目11番地カツミビル7F702

(TEL)06-6210-1270  
(TEL)03-3525-8282  
HP:<http://task-legal.or.jp>



## ★今号のTOPIC★ 医療法人が行う訪問看護事業について

日本の少子高齢化が過去に例を見ないスピードで進行し、超高齢社会となった今、**訪問看護のニーズが急拡大**しています。医療政策は病院から在宅へ、また「治す医療」に加え、「治し支える医療」が求められるようになってきています。「病院から在宅へ」という流れの中で、国も2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を推進しており、訪問看護事業はその中核となるものです。

今号では、医療法人が訪問看護事業所を開設する場合を例に、手続上注意すべき点を解説します。



### 訪問看護事業を行うには？

医療法人が訪問看護事業を行うには、①みなし指定として行う方法②事業所の指定を受けて行う方法の2つの方法があります。

【①**みなし指定**】健康保険法の保険医療機関である病院や診療所は、介護保険法による医療系サービス事業者指定されたものとみなされて訪問看護事業を行うことができます。（これを「みなし指定」といいます）保険医療機関であれば別途指定を受けなくても訪問看護事業を行うことができます。なお、加算を行う場合には、別途、加算届が必要です。

【②**事業所の指定を受ける**】介護保険法に基づき、行政庁の指定を受け、事業所（いわゆる訪問看護ステーション）を開設する方法です。訪問看護ステーションは法人格に関わらず事業所指定を受け訪問看護サービスを提供することができます。医療法人が新たに訪問看護ステーション事業を行う場合、事業開始前に定款変更をして、**定款及び履歴事項全部証明書**の目的等欄に「**介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービスを実施する旨と事業所の名称及び所在**」を記載する必要があります。

### みなし訪問看護と訪問看護ステーションの違い

	みなし指定	訪問看護ステーション
収入面	訪問看護ステーションより安く設定されている。	みなし指定より高く設定されている。
人員基準	看護職員の配置は適当数であり、訪問看護計画書を作成する正看護師が1名いれば、診療補助の空き時間に行うことができる。	常勤換算職員数で最低2.5名以上の正看護師、准看護師または保健師の配置が必要。
設備基準	事業の運営に必要な広さを有する『専用の区画』を確保している。	事業の運営に必要な広さの『事務室（併設事業所がある場合は、専用の区画）』を設ける。
その他	理学療法士等による訪問：不可 訪問看護指示書：不要（カルテに記載）	理学療法士等による訪問：可 訪問看護指示書：必要

**医療法人が訪問看護事業を開設する際、双方のメリットデメリットを考慮してどちらかを選ぶことができます。**

### 定款変更手続での注意点

**余裕をもった定款変更の申請スケジュールを立てましょう！**

医療法人の定款変更の認可申請には、通常約2～3ヶ月の期間を要します。また、訪問看護ステーションの指定申請は、事業開始の2～3ヶ月前に行うようスケジュールが決められていることが多く、申請の際には、訪問看護ステーションを行う旨の記載がある定款と法人の履歴事項全部証明書が必要になります。そのため、**実際の手続の流れとしては、事業開始の半年前には医療法人の定款変更認可申請を行い、認可後に訪問看護ステーションの指定申請の準備をすることになります。**

上記のとおり、医療法人が訪問看護事業を行うには、経営状況に応じて判断をする必要があります。特に訪問看護ステーションの指定を検討する際は、早めに専門家にご相談されることをおすすめいたします。



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC「登記上の住所・氏名について」

